

平成29年第14回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 平成29年5月25日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 平成29年5月25日(木) 午前11時45分
- 3 場 所 渋谷区役所仮庁舎第一庁舎3階教育委員会室
- 4 出席者

(委員)

教育長 森 富子	委員 山本 堯士
委員 山本 正旺	委員 小野 ヒサ子
委員 坂本 眞理子	委員 福田 博多

(事務局職員)

教育振興部長	鴨志田 暁弘
生涯学習・スポーツ振興部長	伴 秀樹
庶務課長	富井 一慶
学務課長	熊澤 雄一郎
指導室長	田中 康雄
教育センター所長	小林 恵美子
生涯学習振興課長	(生涯学習・スポーツ振興部長事務取扱)
スポーツ振興課長	笠間 武彦
中央図書館長	田山 宗昭
副参事(特命担当課長)	加藤 聖記

(書記) 山崎 卓夫 神定 千幸

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第20号 渋谷区立図書館館則の一部を改正する規則

報告

(1) 平成29年度児童・生徒・園児数及び学級数について

[資料1：平成29年度児童生徒数及び学級数／平成29年度区立幼稚園園児数一覧／平成29年度幼保一元化施設園児数一覧]

(2) 平成29年度全国学力・学習状況調査について

[資料2：平成29年度全国学力・学習状況調査について]

(3) 平成30年度渋谷区立学校使用教科用図書について

[資料3：教科書採択事務の関係組織構成図]

(4) 学校事故報告について

[資料4：平成29年度学校から報告のあった事故一覧4月]

(5) 平成28年度学校事故報告について

[資料5：平成28年度事故報告集計]

その他

(1) 渋谷区学校運営協議会規則について

(2) こども科学センター・ハチラボ「6月のイベントカレンダー」について

(3) 渋谷区スポーツ施設条例について

(4) 区立図書館所蔵の学校史・学校記念誌について

(5) 図書館だより「ひとときVOL. 193」

■ 議事運営等

- 平成29年第14回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に山本正旺委員を指名

■ 教育長報告要旨

- 5月11日、12日に関東地区都市教育長協議会に出席した。
- 5月18日、19日に全国都市教育長協議会の定期総会に出席した。
- 5月20日、長谷戸小学校、中幡小学校で運動会が行われた。
- 5月21日、渋谷・鹿児島おはら祭りのパレードが開催された。
- 5月23日、フィンランドの国会議員が代々木山谷小学校を訪問した。
- 校長ヒアリングを全校実施した。

◆ 議案第20号

渋谷区立図書館館則の一部を改正する規則

—◇説明要旨

(※別紙資料に基づき中央図書館長が説明)

- 図書館利用者の利便性向上を図るため、個人貸出しの各館制限を廃止することに伴い、規定を整備するため、規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。従来の館則では、図書館資料の貸出しについて、1箇所の図書館で10冊以内、全館で合計30冊以内と定めていたところだが、本年4月の図書館システムの入替えに伴い、一層の利便性の向上が図られるとともに、システム上の対応が可能となったことから、館則第8条に基づき、1箇所の図書館でも、30冊貸出しを受けられることができるよう、試行的に実施してきた。導入から約2か月が経過し、システムの稼働状況も安定してきたこと、利用者からも好評をもって迎えられていることから、館則第4条第3項に規定する、図書館ごとに10冊以内の規定を削除し、どの図書館でも、30冊以内の貸出とするものである。

—◇質疑応答

- なし。

—◇議決結果

- 原案どおり可決。

◆ 報告 1

平成29年度児童・生徒・園児数及び学級数について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料 1 に基づき学務課長が説明)

○平成 29 年度児童生徒、園児数及び学級数の確定値について報告する。小学校の通常学級の児童数は 5,974 人となり、昨年度と比べ 170 人の増である。特別支援学級の児童数は 74 人となり、昨年度と比べ 11 人の増である。小学校の児童数の合計は、6,048 人で昨年度と比べ 181 人の増である。学級数については、小学校の通常学級は 212 学級となり、昨年度と比べ 6 学級の増である。特別支援学級の学級数は 17 学級となり、昨年度と比べ 3 学級の増である。小学校の学級数の合計は 229 学級となり、昨年度と比べ 9 学級の増である。続いて中学校について、通常学級の生徒数は 1,763 人となり、昨年度と比べ 16 人の増である。特別支援学級の生徒数は、27 人となり、昨年度と比べ 1 人の減となる。中学校の生徒数の合計は、1,790 人となり、昨年度と比べ 15 人の増である。学級数については、通常学級は 56 学級となり、昨年度と比べ 1 学級の減である。特別支援学級の学級数は 6 学級となり、昨年度と同数である。中学校の学級数の合計は、62 学級となり、昨年と比べ 1 学級の減である。小中学校の合計数については、通常学級の児童生徒数の合計は、7,737 人となり、昨年度と比べ 186 人の増である。特別支援学級の児童生徒数の合計は、101 人となり、昨年度と比べ 10 人の増である。小中学校の児童生徒数の総合計は、7,838 人となり、昨年度と比べ 196 人の増である。次に小中学校の学級数の合計について、通常学級は 268 学級となり、昨年度と比べ 5 学級の増である。特別支援学級の学級数の合計は 23 学級となり、昨年度と比べ 3 学級の増である。学級数の総合計は、291 学級となり、昨年度と比べ 8 学級の増である。続いて幼稚園の学級数について、学級数は 10 学級となり、昨年度と同じである。定員は 315 人で、昨年度と同人数である。園児数については、4 歳児は 115 人となり、昨年度と比べ 3 人の減である。5 歳児は 127 人となり、昨年度と比べ 19 人の増である。園児数の合計は 242 人となり、昨年度と比べ 16 人の増である。

—◇質疑応答 —————

○なし。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告 2

平成29年度全国学力・学習状況調査について

◇説明要旨

(※別紙資料2に基づき指導室長が説明)

○全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、毎年小学校6学年児童及び中学校3学年生徒を対象に実施している。今年度は4月18日に実施し、小学校では主として「知識」に関する問題を国語A及び算数Aとして、主として「活用」に関する問題を国語B及び算数Bとして調査し、中学校でも主として「知識」に関する問題を国語A及び数学Aとして、主として「活用」に関する問題を国語B及び数学Bとして調査した。小学校、中学校とも、教科に関する調査とあわせて、生活習慣や学習環境に関する質問紙調査を実施している。調査問題作成の基本理念としては、各学校における各評価の土台となる基礎的事項に厳選している。知識に関する問題は、身につけておかなければ後の学年での学習に影響を及ぼすものや実生活に不可欠な知識、技能を問う問題である。活用に関する問題は、身につけた知識、技能を実生活の様々な場面で活用する力や様々な問題解決のために構想をたてて実践し、評価や改善をする力を問う問題である。今年度、小学校では前後の文脈を踏まえ日常生活から学んだ漢字の力を問う問題や、実生活や他の教科で得た知識の連携が求められる問題が出題された。中学校では目的や場面に応じた話し方やデータの分析能力が問われる問題が出題された。調査結果及び公表に関する渋谷区教育委員会としての考え方は昨年度同様であり、資料記載の通りである。今後のスケジュールは、8月下旬に文部科学省から調査結果が送付されるので、指導室では本区の結果について分析し、授業充実プランに調査結果を反映させる。

◇質疑応答

(小野委員)

○この全国学力・学習状況調査の結果をきちんと分析し各学校に指導しているとは思いますが、来年度から新学習指導要領が先行実施される。各学校が3月末までに教育課程を作成するが、様々な業務に追われ新学習指導要領を読み込むのは難しいと考えられるため、今回の分析をきちんと新学習指導要領に反映させ各学校に示してほしい。

(山本正旺委員)

○調査結果は公表しないとあるが、区民等から情報公開請求があった場合どのように対応するのか。

(指導室長)

○各学校の数値については、これまで文部科学省は小数点第1位まで公表していたが、昨年度より全体の傾向が分かるところで留めるということで小数点以下は公表しないこととした。数値を公表することで過度な競争を生み、教育内容をゆがめるという報道を受け、本区では数値の公表については慎重な対応をしていきたいと考えている。しかし、教育機関がこれらの数値を使用し、分析するというのであれば、数値の公表の範囲を把握したうえで提出することは有り得ると考えており、場合によっては教育委員会にお諮りする。

(小野委員)

○教育委員会へ数値などの適切な報告をお願いしたい。

(指導室長)

○情報の取り扱いについて、きちんと目的に照らし合わせて検討していきたい。また、教育委員へは適切な形で報告していきたい。

(坂本委員)

○子供に成績を返却すると思うが、その後の授業でこの問題を取り扱うことはあるのか。

(指導室長)

○学校により取り扱いは異なるが、学校では問題と解答の写しを保存しており、多くの学校では不正解が多かった問題について授業で復習させている。

---◇議事結果 -----

○了承する。

◆報告3

平成30年度渋谷区立学校使用教科用図書について

---◇説明要旨 -----

(※別紙資料3に基づき指導室長が説明)

○今年度採択いただくのは、来年度より教科化される「特別の教科 道徳」の教科書と特別支援学級に在籍する児童・生徒が使用する学校教育法附則第9条に規定する教科書の2種類である。はじめに、「特別の教科 道徳」の教科書について説明する。平成27年の3月に学校教育法施行規則の改正に伴う小中学校の指導要領が一部改正されたことに伴い、従来の道徳が「特別の教科 道徳」として小学校においては平成30年度より、中学校においては平成31年度より教

科化されることとなった。よって、渋谷区立小学校において平成30年度から31年度までの2年間使用される「特別の教科 道徳」の教科書の採択をお願いする。円滑な採択を行うため、教育委員会からは小学校長、副校長、教員で構成される調査研究委員会に調査を依頼する。本委員会の調査資料は、小学校校長会代表、小学校副校長代表、小学校保護者代表の各2名から構成される教科書審議委員会に参考資料として提出される。審議委員会には、調査結果に基づき、選定審議の結果を教育委員会に報告してもらう。教育委員会ではこの報告を参考に、教科書の採択を行う。教科書の展示会については、従来どおり特別展示を渋谷区立中央図書館にて行い、参考として区民及び保護者の意見も聴取する予定である。続いて渋谷区立学校における学校教育法附則第9条に規定する教科書について説明する。一般的には文部科学省の検定を受けたもの、または文部科学省著作の名義を有するものを使用することが原則ではあるが、特別支援学級に在籍する児童・生徒の教科書については、本規定に基づき、調査、研究のもと実態に適した教科書の採択を行うことができる。教育委員会から特別支援学級設置校に対して教科用図書の調査依頼をする。各学校では調査研究資料について、特別支援学級の設置校の小学校長、副校長、中学校長、副校長、保護者の各1名から構成される教科用図書の審議委員会で審議を行い、結果を教育委員会に報告してもらう。教育委員会ではこれらの報告を参考に、教科用図書の採択を行う。今後の日程については、8月上旬の教育委員会で採択をいただきたいと考えているため、7月下旬には審議委員会の報告をしたいと考えている。

—◇質疑応答 —————

(坂本委員)

○これまで学校で実施する道徳地区公開講座の案内があったが、7月に行う学校はないのか。

(指導室長)

○渋谷では東京都より神南小学校、松濤中学校の2校が道徳教育推進拠点校として指定を受けている。今後の道徳地区公開講座の日程は一覧にしてお示しい。

(山本堯士委員)

○道徳の教科書についてメディアでよく目にするがどうして情報が漏れているのか。教科書を採択するにあたり先入観を持ってしまい、よくないと思う。

(指導室長)

○文部科学省の検定を経て、文部科学省から各出版会社に指摘しどのような改善があったかという情報については公開されているため、マスコミが取り上げていると考える。

(教育長)

○以前は会社ごとに公開していたが、今は一斉に公開している。また、会社によってはパブリックコメント等も実施しているため、それが公開されている。

—◇議事結果 -----

○了承する。

◆報告 4

学校事故報告について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料 4 に基づき指導室長が説明)

○学校事故報告 4 月分について報告する。全体で 7 件あり、内訳は幼稚園が 1 件、小学校が 3 件、中学校が 3 件であった。昨年度の同月と比べ、1 件の増となった。そのうち交通事故が 1 件発生した。これは、青信号の横断歩道を渡っていたにも関わらず乗用車と接触し、転倒した事故である。転倒の状況について、本人の記憶が定かではないということだが、右目眼底骨折等により全治 4～6 週間との診断である。警察も入り、最終的には示談したと聞いている。交通安全については、例月の校・園長会にて再度の注意喚起を行い子供たちへの指導の徹底をお願いする。

—◇質疑応答 -----

(坂本委員)

○印象として顔の外傷が多いと感じる。

(指導室長)

○首から上の外傷については、保護者が納得しないというケースがよく起こる。その際に学校と教育委員会が情報共有していることが望ましいため、各学校には首から上の外傷についてはどんなに些細なものでも指導室に報告をするよう伝えている。そのため学校も躊躇なく指導室に報告するので、このような結果になると考える。

(坂本委員)

○私が小学校の校医をしていたとき、もっと多くの子供を診た経験がある。そのため、そのような連絡体制がとられていたとしてもまだ報告は足りていないのではないかと感じる。

(山本堯士委員)

○渋谷区は学校が少ないため通学距離が長くなることが想定される。登下校中の事故について、通学の不便さも配慮する必要があるのではないかと。

(指導室長)

○学校を選ぶ際には保護者の方に、その子の体力や通学の経路、学校の後の習い事等を総合的に判断し、選択してもらいたいと考えている。

(教育長)

○合同学校説明会においても、無理のない範囲で学校を選択してもらうよう保護者に再度案内したい。

(山本正旺委員)

○事故を未然に防ぐということで、危機管理能力をつけることが大事である。今の世の中なにが起こるかわからないので、起こらないことが1番だが、起きた場合どのように対応するかという教育を子供の頃からする必要があると感じる。

(指導室長)

○各学校では月1回の避難訓練で様々な状況を想定した訓練を実施している。年度の終わりには、実施日、内容を事前に伝えない状況で子供たちがきちんと行動できるかみている。しかし、訓練に終わりはないので今後も続けていきたい。最終的には、自分の命は自分で守るという意識をきちんと実感させる訓練が必要と考える。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告5

平成28年度学校事故報告について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料5に基づき指導室長が説明)

○事故件数は、幼稚園が5件、小学校が89件、中学校が39件、合計で133件である。小学校の89件のうち、歯に係る事故が9件、口に係る事故が2件であり、中学校の39件のうち、歯に係る事故が1件、口に係る事故が3件である。事故件数の内訳は資料記載の通りである。今年度の事故件数総数は133件であり、そのうち小学校は約3分の2を占め、中学校が3分の1弱であった。事故の種類では交通事故が12件であり、そのうち小学校が10件、中学校が2件である。アレルギー事故は4件である。直近の3年間を比較すると、アレルギー事故については27年度に比べると減少したものの、26年度が1件だったことから28年度も高い水準にあった。交通事故については、26年度の17件よりは少ないものの、27年度より増加している。アレルギー事故と交通事故については、命に関わるということから今後も学校に対して注意喚起を徹底する。管理内外別発生件数について、管理内の事故発生件数は120件、管理外の事故発生件数は13件である。特に交通事故については、管理外での発生件数が約4分の3の9件である。渋谷区は土地柄坂道が多く、道幅が狭いということもあるため、今後も交通安全については丁寧な指導をしていきたい。時間別発生件数について、授業中の事故は36件であり27年度、26年度と比較すると減少した。しかし授業以外の事故件数は若干増加している。授業中に発生した事故のうち、約6割が体育の授業中に起きている。全国的にも体育の授業中が多い。今後も校園長会を通じて学校に指導していきたい。

—◇質疑応答 —————

(福田委員)

○管理内外別発生件数のうち、管理内の交通事故とは登下校の際に起きた交通事故ということでしょうか。

(指導室長)

○その通りである。

(福田委員)

○活動における何らかの保険の対象になるということか。

(指導室長)

○日本スポーツ振興センターから治療費等を保障してもらえる範囲を管理内としており、登下校も含まれる。

(福田委員)

○時間別発生件数で、体育の時間に部活動が含まれるのか。

(指導室長)

○含まれない。

(福田委員)

○部活動での事故発生件数は集計しているのか。

(指導室長)

○部活動に特化して集計はしていない。部活動は授業ではないので、授業時間外ということでその他の件数で計上している。

(福田委員)

○管理内ということによいか。

(指導室長)

○そうである。

(山本堯士委員)

○部活動について、部活動外部指導員が法律上配置できるようになったと思うが、大会に出場等で移動が必要になり、外部指導員が引率する場合の危機管理についてはきちんと指導しているのか。また、外部指導員はどのような人になるのか。

(指導室長)

○外部指導員はそのスポーツの経験がある様々な人をお願いしているのが現状である。次に引率等については、渋谷区では教員が引率することを原則としており、外部指導員の人に責任を負わせることはないが、外部指導員への指導も校長よりきちんと行っている。

(山本堯士委員)

○部活動の強化のための外部指導員というと、ハードな練習を行うようなイメージがある。

(指導室長)

○都全体の数値にはなるが、たしかに体罰や暴言等の問題は正規の教員より外部の方が多くなっている傾向にある。背景に教員には服務事故防止の研修が浸透していると考えられる。次の段階として、外部指導員に対する研修の浸透も学校をお願いして徹底していきたい。

(福田委員)

○競技によっては、指導する人を養成するカリキュラムが確立されているので、それを活用するのがいいのではないかと感じる。また、部活動に対して自分たちの経験から根性論が優先されてしまう場合もあるように感じる。学校から指導することも1つの手ではあるが、教育委員会からもマニュアル等を作成し、指導することも必要ではないか。

(指導室長)

○外部指導員に対する研修等はスポーツ振興課が行っていた。現在主流になっている指導法等をきちんと研修する機会があるので、その研修を通じて子供たちの心身の健全な成長に資する部活動にしたい。

(教育長)

○昨年度行われたチームしづやの合同練習のなかには指導者講習もあった。また、小学校で実施するSAMの方々にも細かい契約を結んでもらい、子供への指導法を取り決めている。しかし、ご指摘のあった日々の活動に対してもきちんと見ていきたい。

(小野委員)

○ダイバーシティ&インクルージョンの教育を進め、スポーツだけでなく文化的な活動も外部の方々に関わってもらう方向性のなかで、教育委員会がきちんと整理し、地域の有能な方々を学校の部活動だけでなく様々な場面で活用していく必要がある。

(指導室長)

○外部指導員の情報については、各学校で集約して管理している。今後教育委員会で管理できるかについては、研究していきたい。

(坂本委員)

○スポーツ振興センター災害共済給付で学校内の事故については保障してもらえると思うが、この制度や具体的な手続きについて学校の教員はきちんと認識しているのか。

(指導室長)

○本区の養護教諭は素晴らしい人材がそろっていると認識しているが、保険の制度については経験で学ぶ点もあるので、今後は研修等で取り上げていく必要もあると思う。

—◇議事結果 -----

○了承する。

◆その他

(1) 渋谷区学校運営協議会規則について

—◇説明要旨 -----

(教育振興部長)

○改正の経緯について説明する。次期指導要領では社会に開かれた教育課程を全面に打ち出した改定内容となっており、従前よりもさらに社会と連携がはかれるような体制を構築するよう準備が進められてきた。これまでは予算措置のみの支援であったが、今後はさらに強固な関係を構築できるよう学校、地域のそれぞれに関係する法の整備が行われた。地域においては、社会教育法を改正し、地域で様々な知見を持っている人をコーディネートする地域学校協働活動推進委員を地域で整備するよう規定され、学校においては、学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、教員を地域学校協働活動推進委員の窓口とするよう規定された。最後に学校運営協議会、つまりはコミュニティスクールについての設置が努力義務として規定され、学校と地域が法的根拠を持ち、より連携できるようになった。このような法改正をうけ、本区でも規定整備を行う。

(指導室長)

○具体的な改正内容について説明する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う改正と、委員の委嘱期間を4月1日から3月31日までに全校統一する、という2点を改正する。まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う改正点として、これまで学校運営協議会の設置は任意であったが、努力義務とされたことにより、指定の取り消し措置の規定を削除し、適正な運営を確保できるよう規則に反映していきたい。次に、これまで委員は地域住民や保護者とされていたが、地域学校協働活動推進委員という地域で知見を持っている人を委員として加えるということで規則を改正する。次に、委員の任命について校長の関与は特段の規定が設けられていなかったが、法改正により校長が教育委員会へ意見の申し入れができるよう規定する。しかし、これまでも規定はなかったが意見交換を行っていたので、改正後もこれまでどおりと認識している。次に、教員の任用に関する意見については現行どおり全般的な意見を申し出ることができるものとする。次に複数校で1つの協議会を設置できる法改正に伴い、小中一貫校等相互に密接な連携を図る必要がある場合は1つの協議会を設置するよう規則改正を行う。しかし、本区では法改正に先んじて、小中一貫教育校である渋谷本町学園については1つの協議会を設置

しており、改正後もこれまでどおり設置する。最後に委員の委嘱期間については、年度単位に統一することで、学校における事務手続の煩雑化を軽減していきたい。

—◇質疑応答 -----

(山本正旺委員)

○教育委員会に対して協議会の設置の義務を課すということだが、適正な運営とはどういうものなのか実態も含めて報告してほしい。また、教育委員会との関わりも教えてほしい。

(指導室長)

○現在は小学校4校、中学校は全8校に学校運営協議会を設置しており、学校運営を適正に行うべく、小学校については今後年次計画等をたて全校配置に努めなければならない。

(山本正旺委員)

○学校運営協議会は運営主体ではないということによいか。

(指導室長)

○その通りである。学校運営協議会は学校運営に対して必要な支援を協議する機関として法に規定されている。

(教育振興部長)

○補足となるが、学校運営の主体はもちろん学校だが、学校運営協議会を設置することにより学校と地域が協力することにより、子供たちにより効果的な授業が運営できるという効果も期待できるため、年次計画等を策定し見通しを持って進めていきたいと考えている。

(山本正旺委員)

○教育委員会と学校運営協議会の関係性をもっと明確に示してほしい。

(指導室長)

○関係性については、教育委員会が学校運営協議会の実態を把握し意見を申し入れることは必要と考える。一方、教職員の任用に関する意見については学校運営協議会から学校を通じて教育委員会に意見を伝えてもらうことがあるため、このような関係性ですすめていきたい。

(山本正旺委員)

○責任の所在が不明確であるように感じる。そうならないようにきちんと明確化してほしい。

(小野委員)

○地域が支援するのではなく、共同体として進んでいくなかで責任の所在を明確にする必要がある。どうして小学校の設置が4校で留まっているのか、設置しても形骸化していないか等の問題点や課題点もきちんと分析し、今回の法改正や規則改正についても、渋谷区の実情に合わせた形で報告してほしい。

(2) こども科学センター・ハチラボ「6月のイベントカレンダー」について

—◇説明要旨 —————

(生涯学習・スポーツ振興部長)

○表面がワークショップのスケジュール、裏面がギャラリーにおける展示のスケジュールのご案内である。

(3) 渋谷区スポーツ施設条例について

—◇説明要旨 —————

(スポーツ振興課長)

○現在区内のスポーツ施設については、区が直営し委託体制で行っているが、多様な区民ニーズに対応し、迅速で効果的、効率的な運営を図るべく、民間事業者等に管理、運営を代行させる指定管理者制度を導入する。については6月8日に開催される第2回区議会定例会に条例改正議案として提出する。なお、議案提出に伴う区長からの意見聴取については、次回の教育委員会定例会にて議案として提出するが、本日は議案提出に先立ち概要を説明する。改正の理由としては、スポーツ施設の管理に指定管理者制度を導入するためである。改正内容は、渋谷区スポーツ施設条例に指定管理者制度に関する規定の追加を行う。指定管理者による管理業務については、資料記載のとおりである。また、指定管理者の取消しに伴う特例やその他の指定管理者制度導入に伴う規定整備を行う。指定管理者制度導入対象施設は、スポーツセンター、二子玉川区民運動施設、代々木大山公園運動場、代々木西原公園庭球場の4施設を予定している。今後のスケジュールについては、6月の第2回区議会定例会にて条例改正案を提出し、8月までに指定管理者の募集を行い、9、10月に評価・選定をし、12月の区議会にて議決をいただき、事業者を指定したいと考えている。施行期日は平成30年4月1日とする。今回の指定管理者制度導入に伴い、民間事業者のもつノウハウや専門性の活用を行い、区立スポーツ施設のもつ魅力や使いやすさがより一層向上することを期待している。

—◇質疑応答 —————

(坂本委員)

○指定管理者制度を導入した場合、施設の管理のみ業者をお願いするということなのか。

(スポーツ振興課長)

○管理・運営のみならず料金の徴収もお願いすることで、業者の裁量により運営ができるようになる。もちろん教育委員会がきちんと把握して任せることになる。

(福田委員)

○施設の利用料の設定は指定管理者が行うのか。

(スポーツ振興課長)

○利用料は区の条例に定められている。その範囲内で指定管理者が運営していく。

(4) 区立図書館所蔵の学校史・学校記念誌について

—◇説明要旨 —————

(中央図書館長)

○全国の図書館において、学校史・学校記念誌の切り抜き等が発生していることから、区立図書館全館において所蔵する学校史・学校記念誌についても緊急調査を行なったところ、中央図書館で所蔵する渋谷区立松濤中学校創立50周年記念誌1冊について、2枚、4ページ分が切り取られていることが判明した。学校記念誌は、在校生、卒業生、教員、保護者、地域の方々が一体となって学校の歴史を育んできた貴重な記録であり、大勢の方の思いが、この1冊に込められており、残念で許しがたい行為である。現在、開架で所蔵している学校史等の資料については、全て各図書館のカウンター内に別置とし、利用者から請求があった場合に、直接、カウンターのスタッフを通じて提供している。また、巡回、点検についても強化を図り、対策をとっている。

(5) 図書館だより「ひとときVOL. 193」

—◇説明要旨 —————

(中央図書館長)

○1面はしぶやおすすめの本50、2面及び3面は今年度の4月若しくは5月より開始した図書館の新しいサービスの紹介、4面は6月・7月の行事予定表を掲載している。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 森 富 子

委 員 山 本 正 旺